

# 低所得妊婦初回産科受診料助成のお知らせ

泉崎村では、住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦が初めて産婦人科医療機関を受診した費用について、10,000円を上限に補助します。

## 助成を受けられることができる方

次の要件を全て満たす方

- ① 令和6年4月1日以降に、妊娠判定のため医療機関を受診した方
- ② 申請日において村内に住民登録がある方
- ③ 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である方
- ④ 所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意した方
- ⑤ 妊婦検診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意した方

## 助成内容、助成額

- ① 初回産科受診料のうち、妊婦検診の費用を除いた額
- ② 妊娠1回につき1回限り、上限10,000円
- ③ 実際にかかった費用と上限額を比較して少ない方が助成額となります

## 申請手続き

次の書類を持参のうえ、保健福祉総合センターこども支援課へ申請してください。

- ① 泉崎村低所得妊婦初回産科受診料費用助成金交付申請書
- ② 初回産科受診料の領収書の写し
- ③ 振込先の口座番号が分かるもの（通帳の写し、ネット銀行の画面の写し等）
- ④ 【該当する方のみ】

住民登録が1月1日時点で泉崎村以外にある場合は、世帯全員の住民税非課税証明書

## 申請期限

初回産科受診日から原則1年以内

## お問い合わせ・申請先

泉崎村保健福祉総合センター こども支援課

〒969-0101 泉崎村大字泉崎字山ヶ入 101

TEL 0248-21-5561

